

第4-1表 調整失業率¹⁾

Table 4-1: Harmonised unemployment rates

(%)

国 Country	1991 年/Year	1995	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	
日本	JPN	2.1	3.1	4.7	4.4	3.9	4.0	5.1	5.1	4.6
アメリカ	USA	6.8	5.6	4.0	5.1	4.6	5.8	9.3	9.6	9.0
カナダ	CAN	10.3	9.5	6.8	6.8	6.0	6.1	8.3	8.0	7.4
イギリス	GBR	8.6	8.5	5.4	4.8	5.3	5.6	7.6	7.8	8.0
ドイツ	DEU	5.5	8.2	8.0	11.3	8.7	7.5	7.8	7.1	5.9
フランス	FRA	8.5	10.5	9.0	9.3	8.4	7.8	9.5	9.8	9.7
イタリア	ITA	8.5	11.2	10.1	7.7	6.2	6.7	7.8	8.4	8.5
オランダ	NLD	4.8	7.0	3.0	5.3	3.6	3.1	3.7	4.5	4.4
ベルギー	BEL	6.4	9.7	6.9	8.5	7.5	7.0	7.9	8.3	7.2
ルクセンブルク	LUX	1.7	2.9	2.2	4.6	4.2	4.9	5.2	4.6	4.8
デンマーク	DNK	7.9	6.8	4.3	4.8	3.8	3.4	6.1	7.5	7.6
スウェーデン	SWE	3.1	8.8	5.6	7.7	6.1	6.2	8.3	8.4	7.5
フィンランド	FIN	6.6	15.1	9.6	8.3	6.9	6.4	8.2	8.4	7.8
ノルウェー	NOR	5.5	5.5	3.2	4.5	2.5	2.5	3.1	3.5	3.3
オーストリア	AUT	—	3.9	3.6	5.2	4.4	3.8	4.8	4.4	4.2
スイス	CHE	—	3.2	2.5	4.2	3.4	3.2	4.1	4.2	3.8
アイルランド	IRL	14.8	12.3	4.2	4.4	4.6	6.3	11.9	13.7	14.5
ギリシャ	GRC	—	9.1	11.2	9.9	8.3	7.7	9.5	12.6	17.7
スペイン	ESP	14.5	20.1	11.7	9.2	8.3	11.4	18.0	20.1	21.7
ポルトガル	PRT	4.2	7.2	4.5	8.6	8.9	8.5	10.6	12.0	12.9
韓国	KOR	2.5	2.1	4.4	3.7	3.2	3.2	3.6	3.7	3.4
オーストラリア	AUS	9.6	8.5	6.3	5.0	4.4	4.2	5.6	5.2	5.1
ニュージーランド	NZL	10.6	6.5	6.2	3.8	3.7	4.2	6.1	6.5	6.5

資料出所 OECD (2012.7) *Employment Outlook 2012*

(注) 1) ILOガイドラインに基づくもので、失業者は、生産年齢の者で、就業しておらず、就業可能な状態で、かつ求職活動(自営開業のための準備等を含む)を積極的に行った者と定義される。失業率は、軍人を除いた労働力人口に占める失業者数の割合で算出された割合である。

本表のデータはできるだけ時系列での比較可能性を確保し、ILOガイドラインと整合するようOECDが調整したもの。データはすべて労働力調査に基づく推計を基準にしている。年次調査を実施する国々の月次推計は、補外法あるいは補間法及び行政データの動向を統合することによって得られる。その後、月次推計(失業及び労働力)を平均し、各年数値を算出。月次あるいは四半期調査のある国々については、月次あるいは四半期推計の平均値によって各年数値が得られる。一部の国々の調整手続は、米労働省労働統計局が活用する調整手続に類似している。EU諸国については、EU統計局の比較失業率(CURs)の算出に用いられる手続に類似する手続を採用している。より詳しい説明については、<http://www.oecd.org/std/>を参照。

なお調整失業率(Harmonised unemployment rates)とは、Eurostatで使われている用語にあわせて、2009年1月以降、OECDにおいてこれまでの標準化失業率(Standardised unemployment rates)から名称が変更されたものである。